平成 25 年５月 17 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 シ ー ボ ン
代表者名　代表取締役社長　金子　靖代
（コード番号：4926　東証第一部）
問合せ先　取締役 管理部担当　諏佐　貴紀
（TEL：044－979－1234）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月17日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成25年６月26日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１.定款変更の目的

（１）より機動的な資本政策を図ることを可能にするため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものです。
（２）株主の皆様への一層の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するものです。
（３）株主名簿管理人及び事務取扱場所を取締役会決議で決定することや、株主名簿の備置・作成事務については株主名簿管理人に委託していることを明記するものです。
（４）経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を２年から１年に短縮するものです。
（５）剰余金の配当等をより機動的に実施することが可能となるよう、決定機関を取締役会に変更するものです。
（６）上記変更に伴う条数の繰り下げ、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものです。

２.変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第７条（条文省略）	第１条～第７条（現行どおり）
（新　　設）	（自己株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利
（新　　設）	（単元未満株式の買い増し）
（新　　設）	第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第９条～第10条（条文省略）	第11条～第12条（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。	（株主名簿管理人） 第13条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
第12条～第19条（条文省略）	第14条～第21条（現行どおり）
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任　　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削　　除）
第21条～第34条（条文省略）	第23条～第36条（現行どおり）
（期末配当金） 第35条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（中間配当） 第36条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

	3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第37条　（条文省略）	第39条（現行どおり）

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日　　平成 25 年６月 26 日

定款変更の効力発生日　　平成 25 年６月 26 日

以　上